

令和2年5月29日  
東北地方整備局

## 既存ダムの洪水調節機能強化に向け「治水協定」を締結 ～ダムの水害対策に使える容量が1.5倍に～

東北地方整備局は、令和元年12月12日に定められた「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」※別紙を踏まえ、1級河川12水系にあるダムの関係機関（河川・ダム管理者と関係利水者）と「治水協定」を締結しました。

治水協定の締結により、東北地方整備局管内のダムにおいて水害対策に使える容量は、これまでのおよそ1.5倍となります。

今後、ダム関係機関と連携し、これからの出水期に備えます。

### 【治水協定の概要】

- 治水協定は、河川管理者、ダム管理者及び関係利水者により、東北地方整備局管内の1級河川12水系毎に、148基のダムで締結しました（県別、水系別の治水協定を締結したダム一覧を参照）。
- 治水協定には、大雨が予想された場合、あらかじめダムの水位を低下させる「事前放流」（別紙を参照）の実施方針等が示されています（治水協定一覧を参照）。
- 東北地方整備局管内の1級河川12水系にある多目的ダムは、全63基で10億8,900万 $m^3$ の水害対策に使える容量を有しています。
- このたび、利水者の協力により、多目的ダムに利水ダムを加えた全148基のダムで新たに4億8,000万 $m^3$ の水害対策に使える容量が確保されました。

<発表記者会> 青森県政記者会、岩手県政記者クラブ、秋田県政記者会、山形県政記者クラブ、福島県政記者クラブ、宮城県政記者会、東北電力記者会、東北専門記者会

《問い合わせ先》 ◎：主たる問い合わせ先

国土交通省 東北地方整備局

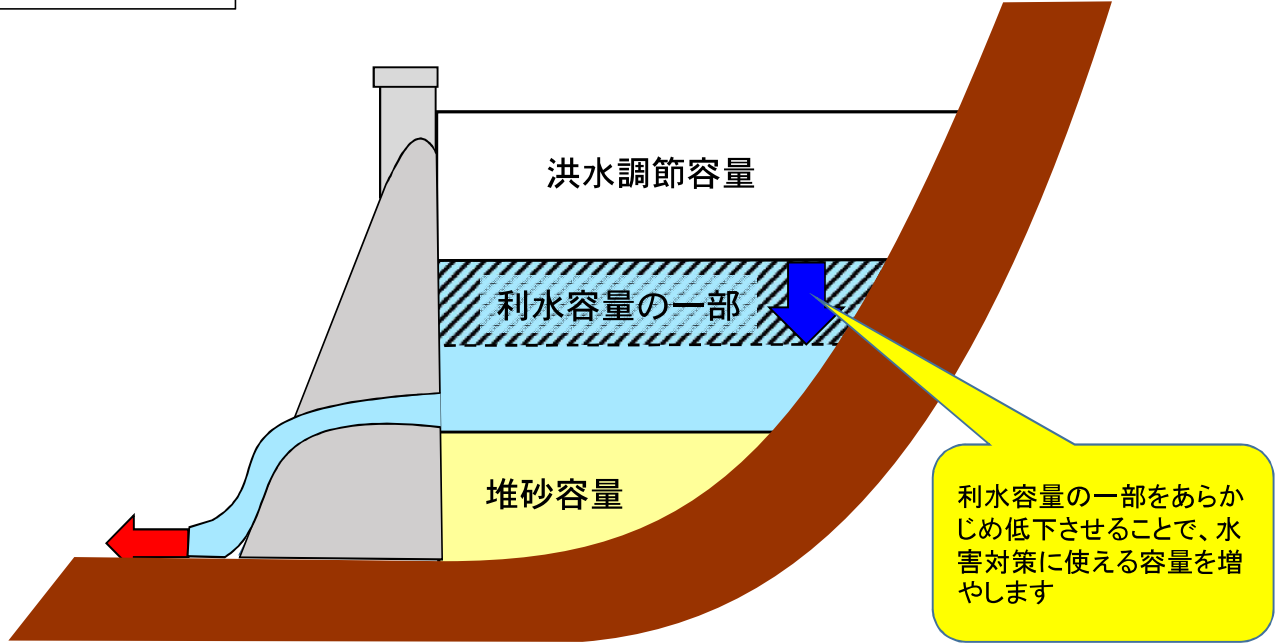
仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎B棟 電話（代）：022(225)2171 FAX:022(225)6094

河川計画課 課長 栗原 太郎 （内線：3611）  
◎河川計画課 課長補佐 沢田 健 （内線：3619）

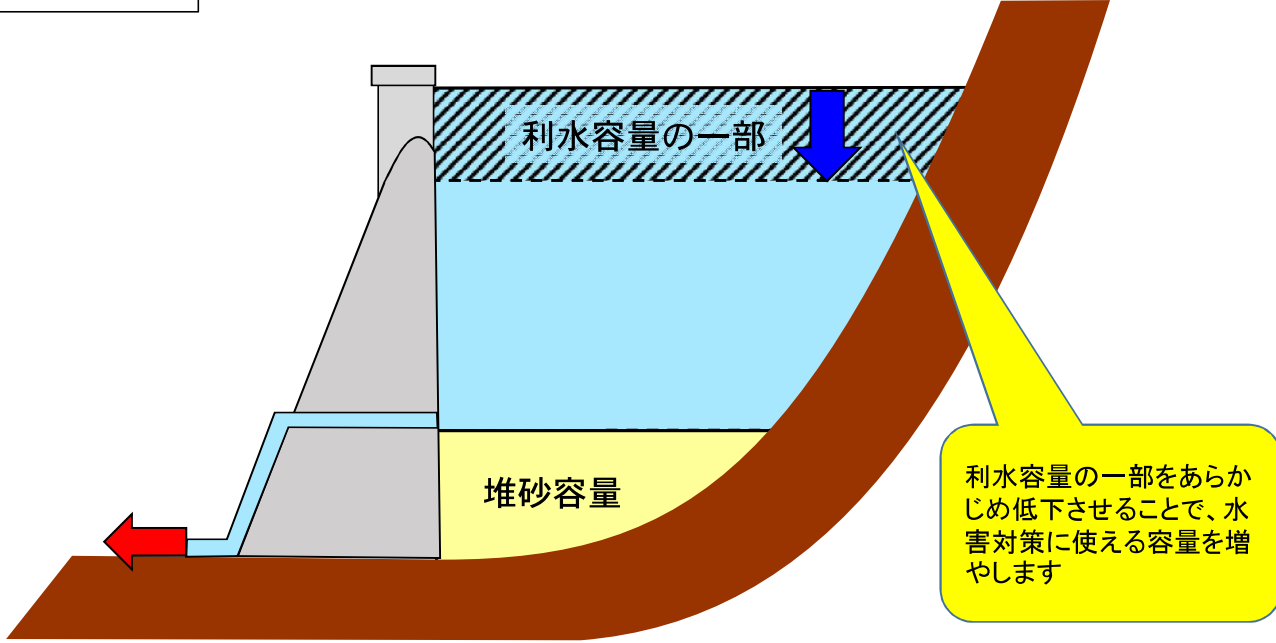
# 「事前放流」について

別紙

多目的ダムの場合



利水ダムの場合



※「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」とは

記録的豪雨災害となった昨年の台風第19号や平成30年7月豪雨等を踏まえ、水害の激甚化、治水対策の緊要性、ダム整備の地理的な制約等を勘案し、緊急時において既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用できるよう、関係省庁の密接な連携の下、速やかに必要な措置を講じることとした「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」が昨年12月12日に「既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議」で定められました。

## 治水協定一覽

協定名	県名	協定締結日
阿武隈川水系（阿武隈川下流）治水協定	宮城県	令和2年5月29日
阿武隈川水系（阿武隈川上流）治水協定	福島県	令和2年5月29日
名取川水系治水協定	宮城県	令和2年5月29日
鳴瀬川水系治水協定	宮城県	令和2年5月29日
北上川水系（北上川下流）治水協定	宮城県	令和2年5月29日
北上川水系（北上川上流）治水協定	岩手県	令和2年5月29日
馬淵川水系治水協定	青森県・岩手県	令和2年5月29日
高瀬川水系治水協定	青森県	令和2年5月29日
岩木川水系治水協定	青森県	令和2年5月29日
米代川水系治水協定	秋田県・岩手県	令和2年5月29日
雄物川水系治水協定	秋田県	令和2年5月29日
子吉川水系治水協定	秋田県	令和2年5月29日
最上川水系治水協定	山形県	令和2年5月29日
赤川水系治水協定	山形県	令和2年5月29日

治水協定を締結したダム一覧(県別1/2)

ダム名	水系	河川名	管理者	●:多目的ダム ○:利水ダム	所在県
夏坂	馬淵川	熊原川	青森県	○	青森県
花木	馬淵川	杉倉川	青森県	○	青森県
天間	高瀬川	坪川	青森県	○	青森県
作田	高瀬川	作田川	青森県	○	青森県
和田	高瀬川	高瀬川	青森県	○	青森県
浅瀬石川	岩木川	浅瀬石川	東北地方整備局	●	青森県
津軽	岩木川	岩木川	東北地方整備局	●	青森県
遠部	岩木川	平川	青森県	●	青森県
飯詰	岩木川	飯詰川	青森県	●	青森県
久吉	岩木川	津刈川	青森県	●	青森県
早瀬野	岩木川	虹貝川	青森県	○	青森県
小田川	岩木川	小田川	青森県	○	青森県
浪岡	岩木川	王余魚沢川	青森県	○	青森県
二庄内	岩木川	二庄内川	青森県	○	青森県
新小戸六	岩木川	山田川	青森県	○	青森県
相馬	岩木川	作沢川	青森県	○	青森県
本郷	岩木川	本郷川	浪岡川土地改良区	○	青森県
青森県 合計				17ダム	
四十四田	北上川	北上川	東北地方整備局	●	岩手県
田瀬	北上川	猿ヶ石川	東北地方整備局	●	岩手県
湯田	北上川	和賀川	東北地方整備局	●	岩手県
御所	北上川	雫石川	東北地方整備局	●	岩手県
胆沢	北上川	胆沢川	東北地方整備局	●	岩手県
遠野	北上川	来内川	岩手県	●	岩手県
綱取	北上川	中津川	岩手県	●	岩手県
入畑	北上川	夏油川	岩手県	●	岩手県
早池峰	北上川	稗貫川	岩手県	●	岩手県
遠野第二	北上川	来内川	岩手県	●	岩手県
石羽根	北上川	和賀川	東北自然エネルギー(株)	○	岩手県
外山	北上川	外山川	東北電力(株)	○	岩手県
山王海	北上川	滝名川	岩手県	○	岩手県
豊沢	北上川	豊沢川	岩手県	○	岩手県
岩洞	北上川	丹藤川	岩手県企業局	○	岩手県
葛丸	北上川	葛丸川	岩手県	○	岩手県
相川	北上川	相川	藤沢土地改良区	○	岩手県
金越沢	北上川	黄海川	一関市	○	岩手県
衣川1号	北上川	衣川	奥州市	○	岩手県
鶯宿	北上川	鶯宿川	雫石町	○	岩手県
煙山	北上川	岩崎川	矢巾町	○	岩手県
外榊沢	北上川	外榊沢川	雫石町	○	岩手県
レン滝	北上川	南畑川	雫石町	○	岩手県
矢櫃	北上川	矢櫃川	雫石町	○	岩手県
衣川2号	北上川	南股川	奥州市	○	岩手県
衣川3号	北上川	北沢川	奥州市	○	岩手県
衣川4号	北上川	三沢川	奥州市	○	岩手県
衣川5号	北上川	滝の沢川	奥州市	○	岩手県
千松	北上川	二股川	藤沢土地改良区	○	岩手県
大志田	馬淵川	平糠川	二戸市、一戸町	○	岩手県
荒沢1号	馬淵川	安比川	八幡平市	○	岩手県
荒沢2号	馬淵川	鍋越川	八幡平市	○	岩手県
荒沢3号	馬淵川	白沢川	八幡平市	○	岩手県
根石	米代川	根石川	八幡平市	○	岩手県
岩手県 合計				34ダム	
七ヶ宿	阿武隈川	白石川	東北地方整備局	●	宮城県
村田	阿武隈川	荒川	村田町	○	宮城県
川原子	阿武隈川	川原子沢川	白石市	○	宮城県
釜房	名取川	碓石川	東北地方整備局	●	宮城県
大倉	名取川	大倉川	宮城県	●	宮城県
樽水	名取川	増田川	宮城県	●	宮城県
青下第1	名取川	青下川	仙台市水道局	○	宮城県
青下第2	名取川	青下川	仙台市水道局	○	宮城県
青下第3	名取川	青下川	仙台市水道局	○	宮城県
愛子	名取川	齊勝川	仙台市	○	宮城県
漆沢	鳴瀬川	鳴瀬川	宮城県	●	宮城県
南川	鳴瀬川	南川	宮城県	●	宮城県
宮床	鳴瀬川	宮床川	宮城県	●	宮城県
二ツ石	鳴瀬川	二ツ石川	宮城県	○	宮城県
孫沢	鳴瀬川	孫沢川	鳴瀬川沿岸土地改良区	○	宮城県
花川	鳴瀬川	花川	色麻町外1市1ヶ村花川ダム管理組合	○	宮城県
嘉太神	鳴瀬川	吉田川	吉田川流域溜池大和町外3市3ヶ町村組合	○	宮城県
牛野	鳴瀬川	善川	大衡村外1町牛野ダム管理組合	○	宮城県
鳴子	北上川	江合川	東北地方整備局	●	宮城県
花山	北上川	迫川	宮城県	●	宮城県
化女沼	北上川	長者川	宮城県	●	宮城県
荒砥沢	北上川	二迫川	宮城県	●	宮城県
上大沢	北上川	上大沢川	宮城県	●	宮城県
小田	北上川	長崎川	宮城県	●	宮城県
長沼	北上川	迫川	宮城県	●	宮城県
菅生	北上川	小山田川	小山田川沿岸土地改良区	○	宮城県
宿の沢	北上川	宿の沢川	小山田川沿岸土地改良区	○	宮城県
岩堂沢	北上川	岩堂沢	宮城県	○	宮城県
栗駒	北上川	三迫川	宮城県	○	宮城県
宮城県 合計				29ダム	

## 治水協定に基づく事前放流について

### 【要旨】

ダムによる洪水調節機能の早期強化に向けた事前放流等の取組について、令和2年5月29日に県内の一級水系において河川管理者とダム管理者等が治水協定を締結し、令和3年2月19日には二級水系においても同様に治水協定を締結しています。

事前放流の実施に際して、各ダムの利水者及び地元市町村へ通知が必要(cf 事前放流実施要領)となりますので再度関係者へ周知願います。

### 1 事前放流実施までの流れ(参考：別添資料 治水協定関係者俯瞰図及び情報伝達フロー参照)

#### 【一級水系(補助ダム)・二級水系(補助ダム)】

- (1) 気象台から「台風に関する気象情報(全般台風情報)」「大雨に関する気象情報」いずれかが発表
- (2) 岩手河川国道事務所(二級水系は東北地整地域河川課)から河川課流域治水担当へ態勢を執るようメール伝達
- (3) 河川課流域治水担当から各公所へ、態勢を執るようメール伝達
- (4) 河川課流域治水担当にて、治水協定に定める①各ダムの基準降雨量を超過しないか、②容量が不足しないかをチェック
- (5) ①②により事前放流が必要と判断された場合、各公所に③4号体制確立を指示
- (6) 4号体制確立後、**県土整備部長の承認を得た後、事前放流開始**

※①各ダムの基準降雨量が超過しているか否かは、国から配信される「降雨量予測システム」により確認

②容量が不足するか否かは、予想降雨量による総流入量>洪水調節容量+空き容量+ダム放流総量 をエクセルシートにより確認

③1号体制：注意報 2号体制：警報 or 累計〇mm以上の降雨 3号体制：流入量が洪水流量に到達

#### 【二級水系(利水ダム)】

- (1) 気象台から「台風に関する気象情報(全般台風情報)」「大雨に関する気象情報」いずれかが発表
- (2) 河川課流域治水担当から利水ダム管理者へ態勢を執るようメール伝達
- (3) 利水ダム管理者は各ダムの基準降雨量を超過した場合、事前放流実施要領に基き事前放流を開始

### 2 今後の対応

・令和3年度当初に各ダム管理公所から事前放流通知先関係機関へ、上記事前放流実施の流れ及び事前放流時の通知内容を再度周知(令和2年度事前放流実施要領制定時に各利水者及び地元市町村へは説明済みであるが年度が変わったため再度周知するもの)。

・各ダム管理公所における事前放流演習の実施(必要人員の把握、ゲート・バルブ操作の演習、警報局の吹鳴操作演習等)

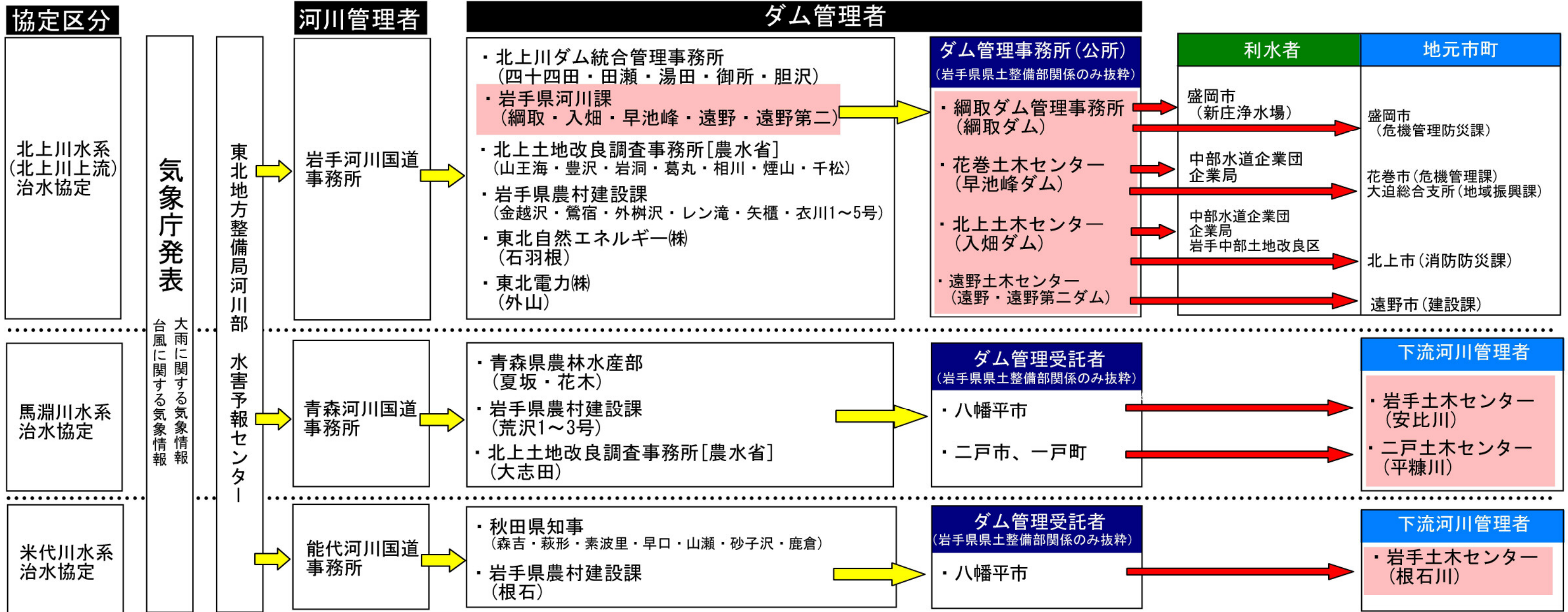
# 岩手県 治水協定 関係者俯瞰図

→ : 気象庁発表情報を受けて準備態勢に入る様伝達 (河川管理者からダム管理者)

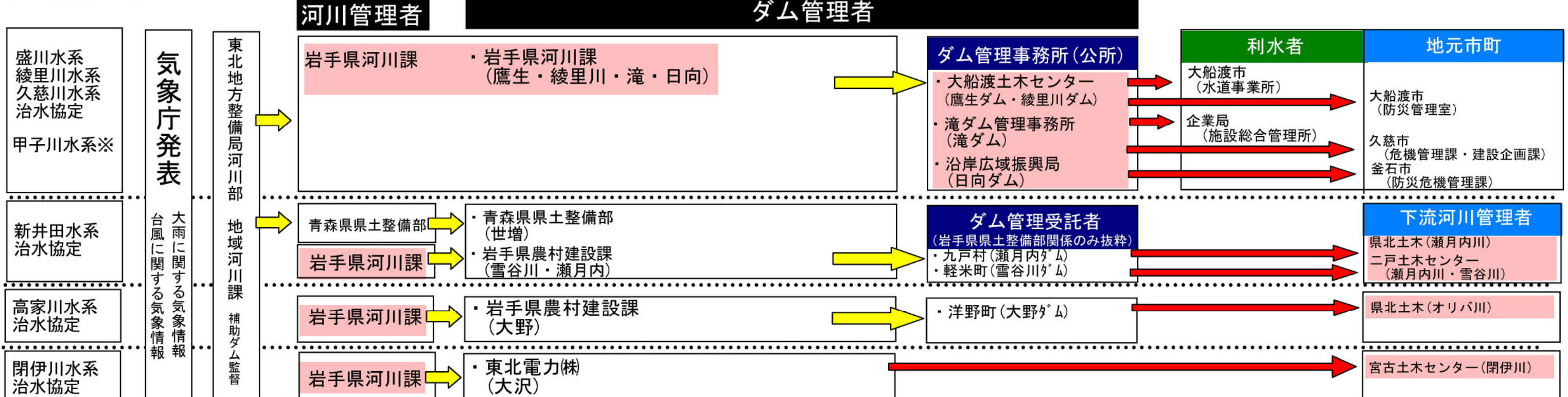
→ : 事前放流を行う旨通知 (ダム管理者から利水者・地元市町村等)

■ : 岩手県県土整備部関係公所

## 【一級水系】



## 【二級水系】



※甲子川水系日向ダムは、特定利水が無いため、治水協定の締結は不要であるが事前放流実施要領を策定して事前放流の実施体制を整えている。